

国立大学法人琉球大学科学研究費助成事業等の実施資格に関する取扱要項

平成25年10月16日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人琉球大学科学研究費助成事業等取扱要領第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における科学研究費助成事業等（以下「科研費等」という。）に係る実施資格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等の長 各学部，各研究科，大学附属研究施設，附属図書館，学内共同教育研究施設，教職センター，医学部附属病院及び運営推進組織の長をいう。
- (2) 所属の長 各学科の長，各専攻の長，講座の長又はそれに準ずる者で，科研費等の申請者の研究活動の実質を把握する者をいう。
- (3) 定年退職予定教員 本法人を定年により退職する予定の常勤教員で，退職後に科研費等の実施が可能な他機関の身分を保有する予定のない者をいう。

(実施資格)

第3条 科研費等の応募又は事業の遂行が可能な者は、別表1及び別表2に掲げる者で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本法人の職員であり、かつ本法人の研究活動を行うことを職務に含む者であること。
 - (2) 本法人の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く）。
 - (3) 科研費等が交付された場合、その活動を本法人の活動として行うこと。
- 2 別表3に掲げる者は、奨励研究に限り実施資格を有する。
 - 3 別表4に掲げる者は、科研費等の実施資格を有しない。

(申請)

第4条 別表2及び別表3において条件付きで科研費等又は奨励研究の実施を認められている者（以下「条件付き申請者」という）は、研究代表者又は研究分担者等の

資金執行権限を持つ役割として科研費等に係る研究への参画を希望する場合は、「実施資格確認申請書」（別紙様式1）により当該申請者を受入予定とする所属の長を経て部局等の長に申請する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、所属の長を経ることを要しない。

- (1) 申請者の所属する部局等が小規模で、所属の長に相当する者がいない場合
- (2) 部局等の長と所属の長が同一である場合
- (3) 所属の長がやむを得ない事由により欠けている場合
- (4) その他部局等の長が適当と認める場合

(承認)

第5条 部局等の長は、前条第1項の申請があった場合において、次の各号に掲げる承認基準に適合すると認めるときは、当該申請を承認する。

- (1) 条件付き申請者が、琉球大学の研究活動を行うに相応しい資質を有していること。
- (2) 当該部局等において研究計画を実施する環境を提供することができること。
- (3) 当該部局等にて条件付き申請者の科研費等の事務を行うことができること。
- (4) 当該科研費等の課題遂行が、条件付き申請者の本来の業務の妨げとならないこと。

2 部局等の長は、前項の規定により申請を承認した場合は、提出のあった「実施資格確認申請書」にその旨を記載し、所属の長を経て条件付き申請者に交付する。

(書類の取扱い)

第6条 条件付き申請者は、承認が得られた場合は、当該課題の応募又は各種申請の手続の前に、前条第2項の「実施資格確認申請書」の写しを所属部局等の事務担当者に提出するとともに、その原本を適切に保管する。

2 前項の提出を受けた部局等の事務担当者は、速やかに総合企画戦略部研究推進課にその写しを提出する。

(定年退職予定教員による申請)

第7条 定年退職予定教員から第4条第1項の申請があった場合は、部局等の長は、第5条第1項各号の基準に適合することに加えて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を承認する。

- (1) 申請に係る科研費等の応募締切日が、当該定年退職予定教員が現職名で雇用されている期間内である場合
- (2) 研究代表者として科研費等の採択を受けており、退職した後も当該科研費等

の継続について部局等の承諾を得ている場合

(職名の付与)

第8条 第5条及び前条の承認において、当該申請者の職務内容に本法人における研究活動が含まれない場合、部局等の長は、本法人の規則等に基づいた手続を経て、研究活動を職務内容とする職名を付与する。

(特例としての実施の許可)

第9条 第4条から第7条までの規定にかかわらず、本法人を研究機関とした大型の研究費（基盤研究（S）・（A）などの直接経費の総額2,000万円以上であり、間接経費の措置があるものをいう。）の実施を検討している、又は実施している研究者について、研究担当理事が必要と認めた場合は、実施資格を認める。

- 2 前項の場合において、当該研究者については、原則として前条の規定を準用する。
- 3 研究担当理事は、第1項の特例を認めた場合、研究推進機構による当該研究者の受入れを検討する。

(事務)

第10条 科研費等の実施資格に関する事務は、総合企画戦略部研究推進課において処理する。

(改廃)

第11条 この要項の改廃は、研究推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

この要項は、平成25年10月16日から実施し、平成25年9月1日から適用する。

附 則（平成26年4月2日）

この要項は、平成26年4月2日から実施する。

附 則（平成26年8月28日）

この要項は、平成26年8月28日から実施し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成27年10月21日）

この要項は、平成27年10月21日から実施する。

附 則（平成27年11月17日）

この要項は、平成27年11月17日から実施する。

附 則（平成30年 7月30日）

この要項は、平成30年 7月30日から実施し、平成30年8月23日から適用する。

科研費等実施資格一覧表（別表1～別表4）

別表1 科研費等の実施が認められる者（第3条関係）

職名身分等	備考
教員（教授，准教授，講師，助教，助手）	第3条の実施要件を全て満たす者であり， 制限無く科研費等への実施が可能
特任教員（特任教授，特任准教授，特任講師）	
JSPS 特別研究員（SPD，PD，RPD）	

別表2 条件付きで科研費等の実施が認められる者（第3条、第4条関係）

職名身分等	備考
役員	国立大学法人琉球大学の理事に関する申合せ第3条に基づき学長が必要と認めた場合
特任教員（特命教授，特命准教授，特命講師，特命助教，特命助手）	第5条の承認基準に基づき，部局等の長が承認した場合は，奨励研究を除く科研費等の実施資格を認める。 ※1 博士研究員，協力研究員，客員研究員をいう。
客員教授，客員准教授	
ポスドク研究員	
産学官連携研究員	
科研費研究員	
外国人客員研究員	
外国人研究員	
各部局等の受入研究員 ※1	
URA（研究企画室員）	
IRer（IR推進室員）	
非常勤講師	
教務職員	
特命研究員	
医員	※2 所属等の長が特別に推薦した場合に限る。
技術職員，技術補佐員 ※2	
定年退職予定教員	第5条及び第7条の承認基準に基づき，部局等の長が承認し適切な職名を付与した場合は，奨励研究を除く科研費等の実施資格を認める。
第9条の特例に該当する者	第5条及び第7条の承認基準に基づき，研究担当理事が承認し適切な職名と所属を付与した場合は，奨励研究を除く科研費等の実施資格を認める。

別表3 奨励研究の研究代表者のみ認められる者（第3条関係）

職名身分等	備考
附属学校教員	部局等の長が認めた場合は、奨励研究の実施を認める。
事務職員	
技術職員	
医療系職員（国立大学法人琉球大学医学部・附属病院職員就業規則第2条による）	

別表4 研究協力者のみ認められる者（第3条関係）

職名身分等	備考
研修医・研究生	科研費等の実施資格は認められない。（ただし、研究協力者は可。）
TA, RA(ティーチングアシスタント, リサーチアシスタント)	
学部学生, 大学院生	

別紙様式1（第4条関係）

平成 年 月 日

学 長 殿

【申請者】部局名・職名

氏名

印

実施資格確認申請書

下記の外部資金事業について実施資格を申請します。

【新規・継続の別】 新規 継続（固有番号： ）

【事業名】

【種目名（公募名）】

【研究内容】 別紙参照（※別紙については、様式不問A4一枚以内とする。）

部局等の長 殿

上記の科研費等の事業に係る実施資格申請について、研究遂行及び研究費の受け入れについて支障が無いことを確認しましたので、当該申請への承認をお願い致します。

【所属の長】部局名・職名

氏名

印

申請者 殿

上記の科研費等の事業に係る実施資格申請について、研究遂行及び研究費の受け入れについて支障が無いことを確認しましたので、当該申請を承認します。

【部局等の長】部局名・職名

氏名

印

（所属の長と部局長が同一である場合は理由を記載してください）

- 所属の長と部局長が同一のため。
- 小規模部局のため、所属の長を置いていない。
- その他（ ）